

「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正

改正案	現行	備考
<p>令和7年11月28日 制定（国空安政第1938号）  <u>令和〇年〇月〇日 改正（国空安政第〇〇号）</u></p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 登録訓練機関の責務            (1) ～ (2) （略）            (3) 修了証明書の交付</p> <p>① 訓練を修了した者に対し、以下の事項が記載された修了証明書（別添参考）を交付すること。</p> <p>イ. 訓練を修了した者の氏名及び生年月日            ロ. 技能証明番号            ハ. 修了証明書番号（登録訓練機関の「登録番号」－〇〇〇〇号）</p> <p>ニ. 訓練修了日            ホ. <u>期間満了日</u>            ヘ. 修了証明書交付年月日            ト. 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）            (4) ～ (8) （略）</p> <p>6. 訓練事務規程の届出            (1) (略)            (2) 訓練事務規程に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。            ①～② （略）            ③ 訓練の日程、公示方法その他訓練の実施方法に関する事項            イ. 訓練の実施時期、訓練を行う事務所、訓練方法（集合／オ</p>	<p>令和7年11月28日 制定（国空安政第1938号）  <u>令和8年3月19日 改正（国空安政第2975号）</u></p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 登録訓練機関の責務            (1) ～ (2) （略）            (3) 修了証明書の交付</p> <p>① 訓練を修了した者に対し、以下の事項が記載された修了証明書（別添参考）を交付すること。</p> <p>イ. 訓練を修了した者の氏名及び生年月日            ロ. 技能証明の番号            ハ. 修了証明書の番号（登録訓練機関の「登録番号」－〇〇〇〇号）</p> <p>ニ. 訓練の修了日            ホ. <u>有効期間（訓練修了日から2年を経過する日の前日までとする。）</u>            ヘ. 修了証明書の交付の年月日            ト. 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）            (4) ～ (8) （略）</p> <p>6. 訓練事務規程の届出            (1) (略)            (2) 訓練事務規程に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。            ①～② （略）            ③ 訓練の日程、公示方法その他訓練の実施方法に関する事項            イ. 訓練の実施時期、訓練を行う事務所、訓練方法（集合／オ</p>	<p>関係規定との整合性をより明確にする観点から、所要の修正を行うもの</p>

